

農業技術研究センター契約業者選定委員会設置要綱

(平成13年3月19日所長決裁)

(目的)

第1条 農業技術研究センター(以下「センター」という。)の所管に係る業務の執行に当たり、農林部契約業者選定委員会設置要綱に定めるものを除くほか、契約業者の適正な選定を図るため、センターに農業技術研究センター契約業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、原則として100万円以上の契約及び執行予定額100万円以上の単価契約について行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 センター所長

副会長 総務担当を所掌する副所長

委 員 副所長及び会長が指定する部長(農業革新支援担当)

(定足数)

第4条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、急を要する場合は、各委員持ち回りにより行うことができる。

(運営)

第5条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容、又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。